

保健福祉部

No. 5

制度名	国民健康保険保険給付費等交付金 特別交付金（特定健康診査等分）	主管課名 問合せ先	厚生総務課 国民健康保険 G 029-301-3172	
目的・趣旨	事業の円滑な実施及び生活習慣病予防の推進を図るため、特定健診・特定保健指導に要する費用に対し、一定の支援措置を講じる。			
〔対象団体〕	市町村			
〔対象事業〕	市町村が行う国民健康保険における特定健康診査、特定保健指導			
〔補助要件等〕	国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導に対する定率の県負担（対象経費の2/3）			
〔対象経費〕	特定健康診査・特定保健指導に要する費用			
〔補助限度額等〕	補助限度額なし			
〔経費負担割合〕				
区分	国	県	市町村	その他
	(1/3)	(1/3)	1/3	—
〔2年度当初予算額〕 745,382千円	〔2年度補助対象団体〕 水戸市外43市町村			
〔備考〕				